

～ NPO（特定非営利活動法人）による ～ 遺言・相続・任意後見に関する無料相談会

司法書士が相談に応じます。

【開催日時】 2019年2月23日(土)・3月30日(土)・4月20日(土)
午前10時～午後4時（最終受付午後3時迄）

【相談場所】 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター(通称:ゆうあいセンター)

岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館2階(旧国立病院跡地)

※予約は必要ありませんが、予約の方が優先になりますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

予約受付:平日 午前10時～午後4時 086-201-4375

遺言書は必要ない、必要か不必要かわからない方は相談に来てください。

遺言書の作り方には厳格なルールがありますので、正しく作成しないと遺言書自体が無効になり相続人同士でもめること（裁判）もあります。

次のような方は公正証書遺言を作成しておいた方が良いでしょう。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 障がいのある家族がいる方 | ⑥ 身寄りのない人 |
| ② 再婚して連れ子がいる人 | ⑦ 法律上の相続人が多い人 |
| ③ 内縁の妻（夫）がいる人 | ⑧ お世話になった息子の嫁にも遺贈したい |
| ④ 遺産はマイホームだけだが、子どもがたくさんいる人 | ⑨ 遺産の全てを特定の人に相続させたい |
| ⑤ 行方不明や判断能力の十分でない親族がいる人 | ⑩ 相続手続きの負担をできるだけ軽くしてあげたい |
| | ⑪ 子供のいない夫婦 |

認知症対策

徘徊、暴言、暴力、介護拒否、弄便（排泄物をいじる）、うつ病、失禁、排尿障害などの深刻な問題であり、お世話を誰にしてもらうか。

「自分の子供達は大丈夫」と思われている方へ

子供達だけの場合は大丈夫かもしれませんが、しかし、結婚して他人が入ってくると話は別です。相手の家族だけでなく友人や知人も口出ししたり…と、もめるのも当然ですね。

その他の相談案件：遺品整理、成年後見、認知症問題、ペット信託など

※最近流行りのエンディングノートには、法的拘束力は一切ありません

無料相談会を毎月1回、定期的に岡山・大阪・和歌山・沖縄にて開催しております。

NPO法人（特定非営利活動法人）遺言相談センター（岡山県岡山市北区磨屋町7-8）は、高齢者等社会的弱者に対する自立した生活の支援、また、相続・遺言といった家族関係問題に関するご相談など、生活の安定とゆとりある暮らしの実現に貢献することを目的に活動を展開している特定非営利活動法人です。